

# 松戸市農業委員会総会議事録

平成 3 1 年 4 月 1 2 日

## 平成31年松戸市農業委員会4月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿 唯司は平成31年4月12日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

### 1. 出席委員

1番	岩佐忠夫	2番	椿 唯司
3番	山口輝雄	5番	渡邊慶弘
6番	渡邊洋子	7番	杉浦昌平
8番	中村 攻	9番	眞嶋 昇
10番	小宮克忠	11番	鈴木榮一
13番	湯浅雅之	14番	戸張春彦
15番	近藤 榮一		
明・矢切区域	齋藤 香	明・矢切区域	平川 實
東部区域	松戸英樹	東部区域	湯浅孝一
常盤平・五香区域	飯沼静男	常盤平・五香区域	山崎唯司
馬橋・小金区域	小幡輝雄	馬橋・小金区域	渡辺 豊

### 1. 欠席委員

12番 山室一美

### 1. 関係課出席職員

農政課長 岡野 衛                      主 事 中村和弘

### 1. 事務局出席職員

事務局長 田村嘉章                      事務局長佐 渡邊憲生  
事務局長補 佐 渋谷和彦                      係 長 寺尾敏子  
主任主事 鎌田哲平

## 開会 午後 3時00分

議 長 ただいまより、平成31年4月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が8名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

---

### ◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議事録署名委員を指名いたします。

議席番号7番杉浦昌平委員、議席番号8番中村攻委員の両委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申し出についてご報告します。

傍聴の申し出はございませんでした。

議 長 ただいま、事務局からの報告のとおり傍聴の申し出はありませんので、早速議事に入ります。

---

### ◎議案の提出

議 長 本日の議題は第1号から第2号となっております。

なお、報告事項については、第1号から第6号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告をお願いいたします。

---

### ◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

利用計画について、農政課長よりよろしくをお願いいたします。

農政課長 農政課長でございます。着座にて説明させていただきます。

議案第1号 農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利

用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は新規設定案件が1件ございます。

それでは、議案第1号1番についてご説明いたします。

議案書1ページ、並びに、申請地につきましては、議案参考資料の1から3ページをごらんください。

対象農地の所在地は、旭町、現況地目は田、4筆の合計面積は3,508平方メートル、利用権の種類は賃借権で、期間は5年でございます。

貸付者につきましては、高齢のため労働力不足により農地の貸し付けを希望されています。

また、借受者につきましては、農業経営規模拡大のため、利用権の設定を希望しており、利用権設定後は米を耕作していく計画です。

対象農地を確認したところ、水田として適正に肥培管理されております。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**議 長** ただいま、農政課長より議案第1号についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、戸張委員。

**戸張委員** 14番、戸張です。

ただいま農政課長の説明でよくわかりました。私は賛成いたします。

**議 長** ただいま、戸張委員より原案に賛成との意見がございましたが、ほかにご意見ございませんか。

中村委員。

**中村委員** 8番、中村です。

この方は、高齢のためとなっておりますよね。4,379平方メートルの内、3,508平方メートルを借地権にしていますが、残りはどのようにするのでしょうか。

**農政課長** お孫さんがいらっしゃるしまして、その方が管理されるということです。

**中村委員** 農地として管理されるということですね。わかりました。

**議 長** ほかにご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。

ありがとうございました。

(農政課長退室)

---

◎議案第2号

議長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、第1審査会第1審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 議席番号9番、眞嶋昇でございます。

去る3月29日金曜日、議案第2号の審査のため、第1審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当いたしましたので、ご報告いたします。

当日は、近藤榮一第1審査会長を初め、渡邊洋子農業委員、齋藤香推進委員、湯浅孝一推進委員と私の5名により、現地調査の上詳細に審議をいたしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明いたします。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容をもとに慎重なる審議を行ったものであることをご報告いたします。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてをご説明いたします。議案書の3ページをごらんください。

議案参考資料につきましては、4ページから5ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料4ページの地図に示すところでございます。

申請地は、面積が合計で918平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は、賃借権の設定です。

譲受人の申請理由は、農業経営拡大のためです。譲渡人の申請理由は高齢のためです。

譲受人は、後継者もおおり、家族4人で耕作しております。

譲受人の経営面積は、畑が8,375平方メートルであり、今回の申請地918平方メートルを合わせて9,293平方メートルとなり、許可条件である10アールを超えています。また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む家族4人で1,000日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えております。

譲受人が所有する農機具につきましては、耕運機1台、トラクター、動噴各1台、貨物自動車1台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断いたしました。

申請地の営農計画では、レモンなどのかんきつ類の栽培を行う予定で、支障ないと思われ  
ます。

以上、審査会では、議案第2号について慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはないこと、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと思慮できること、これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしくお願いいたします。  
以上でございます。

**議長** ただいま、眞嶋座長より申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、杉浦委員。

**杉浦委員** 7番、杉浦です。

賛成なんですけれど、せっかくなのでお聞きします。

農地の貸借の案件で、調整区域なら農地銀行で、本件は市外化区域の農地なので3条という  
ことです。安心して貸借ができるように進めているとは思いますが、農地銀行で保障さ  
れるところの離作料などは、本件の審議の際にもでてきていたのでしょうか。

**事務局** 杉浦委員ご指摘のとおり、今回の物件につきましては、市街化区域の生産緑地に指定  
されている農地ですので、本来であれば、昨年9月に施行された貸借の円滑化法というもの  
に沿ってやればよかったんですけども、この貸借の円滑化法というのが、いろいろと記入  
することとか、クリアしなくちゃいけないことがあります。この3条とかに比べて非常に、  
面倒くさいと言ったらおかしいですけども、結構膨大な量のことを書かなくちゃいけない  
ので、今回の譲受人に関しては既に農家資格も持っている方でしたので、3条でも審査基準  
が通るということ。あと、譲渡人さんとの、高齢なので息子さんとか家族の方ともお話しし

たんですけれども、離作料とかそういうのを心配なんです、この方についてはレモンなので、二、三年で返されては困るんですね。初期投資にお金かかってしまいますので。一応、今回賃貸については10年の契約になっているんですが、もし相手方にその契約期間中に何かあった場合には、購入の意思がある。一度合意解約した後、その借りている農地を購入いたしますというようなことです。貸し手と借り手の間で農業委員会の事務局も知っている事実なんですけれども、口約束ではありますが交わされておりますので、離作料とかそういうものに関しては心配ないだろうということで、3条のほうで許可申請を上げてもらう運びになりました。

**杉浦委員** 都市農地の貸借の円滑化に関する法律ですと、農地銀行でいう離作料等はどのように扱われているのでしょうか。

**事務局** 農地銀行のほうについては、調整区域のみのということで、期間の設定をして、その期間が過ぎれば、自動的に農地が戻ってくる。ただし、例えば5年の契約で、2年で返してくれといったら、合意がなければ解約はできないんですけれども、基本的にはそんなにもめない。貸借の円滑化法につきましても、期間の設定をして、期間、期限が来たら自動的に戻ってくる。ただし、再更新というか、もう一度申請をして、同じ土地を貸借することは可能なんです。

3条で一番怖いのが、何も言わないと自動的に更新されていってしまっ、貸し手のほうが返してほしいと言っても、なかなかそれ、借り手のほうの権利が強くて難しい場合があって、それで離作料が出てしまったりとかという危険性がありますので、極力、本当は3条じゃなくて、調整区域は農地銀行、生産緑地については貸借の円滑化法でやるのがベストになります。

ただ、今回は、お互いそういう危険がないよと、離作料とか何とか、そういうことも要求しないし、万が一何かあったときには、相続とかあって売らなくちゃいけないとか、何か解除とかになったときには、そのままその農地を買いますというような約束のもとにやっておりますので、お互いの信頼関係が非常にできておりまして、貸し手のほうが地元の頑張っている人を応援しようという気持ちが高い方なので、そちらのほうから声かかったらいいんですね、貸し手のほうに。ですので、審査会のほうでも、そういうもめる心配はないだろうということで、3条のほうで許可する運びになりました。

**杉浦委員** わかりました。

**議長** ただいま、杉浦委員より審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。本委員会といたしまして、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定をいたしました。

---

### ◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より、報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書5ページ、報告事項1から、15ページ、報告事項6についてご報告させていただきます。

まず、5ページ、報告事項1、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、5ページから6ページまで記載のとおり、田は0件で、畑のみで14件、9,980平方メートルを受理いたしました。

次に、7ページ、報告事項2、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、7ページから8ページまでの記載のとおり、田が3件、1,606平方メートル、畑が13件、3,362平方メートルで、合計16件、4,968平方メートルを受理いたしました。

次に、9ページ、報告事項3、農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、記載のとおり法務局から1件の照会があり、非農地回答いたしました。

次に、11ページ、報告事項4、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり1件、死亡による買い取り申し出事由が生じたため、証明書を交付いたしました。

次に、13ページ、報告事項5、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書7件、相続税の納税猶予に関する適格者証明書3件を交付いたしました。

次に、報告事項6、農業委員会事務局職員の人事についてですが、15ページ記載のとおり



人事異動がございました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございます。

---

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、平成31年4月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時23分